

さいたま市告示第 1430 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 5 第 4 項の規定により、法第 86 条第 1 項の公告認定対象区域内において、一敷地内にあるものとみなされる建築物に係る一団地の区域の取消を次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 対象区域

さいたま市北区日進町二丁目 1917 番

宮原町三丁目 900 番 1、900 番 2

2 認定通知書交付番号及び年月日

(1) 認定通知交付番号 建建行認第 165 号
認定通知交付年月日 平成 18 年 11 月 28 日

(2) 認定通知交付番号 建建建行認第 1 号
認定通知交付年月日 令和 4 年 5 月 23 日

3 認定取消通知書交付番号及び年月日

認定取消通知書交付番号 建建建行取第 1 号
認定取消通知交付年月日 令和 7 年 9 月 5 日

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所建設局建築部建築行政課建築行政係
(2) 電話 048（829）1533